

## 消防施設整備事業内容一覧

対象	補助率または補助金額
積載車の購入に要する経費(既存小型動力ポンプのぎ装費を含む)	
一般部	① 普通積載車 465 万円または購入価格のいずれか低い額の2/3以内 (ぎ装により加算あり) ② 軽積載車 250 万円または購入価格のいずれか低い額の2/3以内 (ぎ装により加算あり)
小型動力ポンプの購入に要する経費(積載車のぎ装、吸水管等の購入費含む)	
一般部	130 万円または購入価格のいずれか低い額の2/3以内
消防用鉄製警鐘台(ホース乾燥塔)の新設または修繕に要する経費	
機動部	① 新設 工事費の1/2以内で上限 20 万円
一般部	② 修繕 修繕価格の1/2以内で上限 10 万円
消防車両または小型動力ポンプの付属品の補充または修繕に要する経費	
一般部	購入価格または修繕価格の1/2以内で上限 15 万円(修繕の場合は、 修繕価格が4万円以上とする)
消防ポンプ自動車または積載車の車検時に要する経費	
一般部	車検費用の1/2以内で上限を10万円(車検費用4万円以上)
消防器具庫及び消防団詰所の新築または修繕に要する経費	
機動部 一般部	① 新築または改築 消防器具庫及び消防団詰所の工事費の1/2以内 で上限100万円(併設の場合は、上限200万円) ② 改修または増築 消防器具庫及び消防団詰所の工事費の1/2以内 で上限60万円(併設の場合は、上限120万円) ③ 修繕 工事費の1/2以内で上限30万円(修繕費4万円以上とする)
消防機械器具の購入または修繕に要する経費	
機動分団 機動部 一般部	購入価格または修繕価格の1/2以内で上限 15 万円(修繕の場合は、 修繕価格が4万円以上とする) ※ 消防機械器具とは、管槍、ノズル、分水器、中継器具、低水位スト ーナー、ホースブリッジ、発電機、照明器具、ヘッドライト、油圧ジャッキ、 可搬ウインチ、防火衣、防火帽、救命胴衣、バッテリー充電器、無線機 (免許不要のもの)及び標旗
その他の消防施設に要する経費	
機動分団 機動部 一般部	工事費または査定価格の1/2以内